

公共事業の受発注者間の問題に関する受注者アンケートについて

日本大学 フェロー会員 木下 誠也
 (株)建設技術研究所 正会員 ○堀 仁
 八千代エンジニアリング(株) 正会員 畔柳 耕一
 (一財)経済調査会 正会員 和田 祐二
 (一財)国土技術研究センター 正会員 小宮 朋弓
 (一社)地球温暖化防止全国ネット 正会員 松本 美紀

1. 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)が2005年に制定され、さらにその後の改正により、予定価格の適正な設定や、仕様の確定が困難な工事への技術提案・交渉方式などが導入され、公共事業執行システムのさまざまな改革が進められてきた。今後のさらなる改革にあたっては、発注者・設計者・施工者の技術力の結集が不可欠であり、特に発注者側のマネジメント能力が重要となる。そこで、2017年に土木学会建設マネジメント委員会に「公共事業における技術力結集に関する研究小委員会」を設け、事業に必要なマネジメント力を明らかにし、発注者の能力が不足する場合に必要な技術力を補完する方策について検討を進めてきたところである。本稿では、本研究小委員会の活動の一環として、公共事業発注機関の発注業務の実態と問題点を把握するため、受注者を対象にアンケートを実施した結果を報告する。

2. 調査概要

アンケートは、属性、受発注者間の問題に関する質問17項目、問題の要因に関する質問13項目、公共事業発注者の技術力向上に対する意見、で構成した。発注者の技術力に関する質問及び受発注者間の問題に関する質問では、1~5のリッカートスケールで回答を求めている。

これらのアンケートはエクセルで作成し、回答者へメールにより配信した。返信をもってアンケートへの回答に対し同意を得ている。調査対象者は、公共事業を受注する可能性がある団体とした。該当する各団体は、(一社)日本建設業連合会、(一社)全日本建設技術協会、(一社)建設コンサルタント協会、(一社)全国測量設計業協会連合会、及び(一社)全国地質調査業協会連合会の加盟企業とし、それぞれの協会及び連合会へアンケートの配信を依頼した。その際、加盟企業10社以上の選定を併せて依頼している。なお、1企業からの回答者数は複数可とし、同回答者からの重複回答は不

可とした。アンケートの配信期間は1月末から実施し、2月中旬までの回答とした。

3. 調査結果・考察

2月19日時点の回収は2,200件であり、有効回答は同数であった。2,200件を対象とした集計結果を速報値として一部報告する。対象企業の主な発注者内訳を表-1に示す。都道府県が1,107件と最も多く、鉄道会社や電力会社等の地方公共団体以外の発注機関が最も少ない75件であった。発注機関別で、受注者による意見の違いや考え方の傾向を把握する際には、割合を使用している。なお、母数に差はあるが、本稿では一次集計による回答傾向の把握を目的としているため分析上の問題は無いと判断した。

表-1 対象企業の主な発注者内訳

	N (%)
国の機関	550 (25.0)
都道府県	1107 (50.3)
政令市等	146 (6.6)
その他の市	203 (9.2)
町村	119 (5.4)
その他(鉄道会社、電力会社等)	75 (3.4)
計	2200 (100.0)

1) 受発注者間の問題に関する考察

まず、受発注者間の問題に関する質問17項目が生じる程度について、傾向を把握した。これらの質問に対し「1:全くあてはまらない, 2:あてはまらない, 3:どちらでもない, 4:あてはまる, 5:かなりあてはまる」で回答を求めている。

各回答の平均値を発注機関別に算出した。受発注者間の問題に関する質問項目を表-2に、発注機関別で、各問題にあてはまる割合の平均値の散布図(折れ線)を図-1に示す。

図-1より、鉄道会社や電力会社などの地方公共団体以外の発注機関との問題が生じている傾向を把握できた。本調査の回答者である受注者は、受発注間の問題として、「a02適切な工期が確保されていない」、「a04業務内容や工事内容に即した積算が行われていないことがある」、「a06業務や工事の着手前に完了すべき関係機関協議が未了のことがある」、「a15業務や工事の条件明示が不十分なことがある」の4つ

キーワード: 受注者, 受発注者間の問題, 品確法, アンケート

連絡先: 〒103-8430 東京都中央区日本橋浜町3-21-1 日本橋浜町Fタワー TEL03-3668-0143

表-2 受発注者間の問題に関する質問項目

No.	項目内容
a01.	発注方式が業務内容や工事内容に適していないことがある
a02.	適切な工期が確保されていないことがある
a03.	特記仕様書が実際に行う内容と伴っていないことがある
a04.	業務内容や工事内容に即した積算が行われていないことがある
a05.	業務や工事に関する指示や回答が、発注者内で共有されずに行われることがある
a06.	業務や工事の着手前に完了すべき関係機関協議が未了のことがある
a07.	発注者側の工程管理が不十分で、業務や工事に支障をきたすことがある
a08.	発注者側の判断の留保・遅延により、業務や工事に支障をきたすことがある
a09.	質問に対する回答の遅延・不明瞭などにより、業務や工事に支障をきたすことがある
a10.	契約範囲外の作業を指示されることがある
a11.	契約変更(設計変更・工期変更)が適切に実施されないことがある
a12.	受注者からの説明に対する発注者の理解が不十分ことがある
a13.	受注者からの提案内容に対する発注者の理解が不十分ことがある
a14.	工事完成図書や成果品の確認が不十分ことがある
a15.	業務や工事の条件明示が不十分ことがある
a16.	トラブル発生時に、発注者による迅速かつ主体的な解決がはかられないことがある
a17.	業務や工事に関する指示や回答が、技術的に不適切なことがある

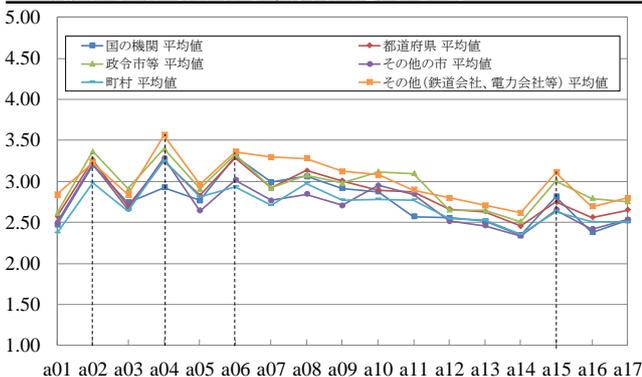


図-1 受発注者間の問題に当てはまる割合(発注機関別)

表-3 問題が生じる要因として考えられる項目

No.	項目内容
b01.	職員数が少ないこと
b02.	職員の(当該分野の)技術力が低いこと
b03.	職員の(当該分野の)知識が不足していること
b04.	職員の(当該分野の)経験が不足していること
b05.	発注者としての心構えが足りないこと
b06.	発注者としての取組み姿勢が良くないこと
b07.	組織として技術力の継承ができていないこと
b08.	担当者が頻繁に変わる
b09.	業務の引継ぎが的確に行われていないこと
b10.	発注に関わる制度が曖昧であること
b11.	事業推進のための意思決定が組織的になされていないこと
b12.	組織が縦割りでであること
b13.	組織内外のマネジメントができていないこと

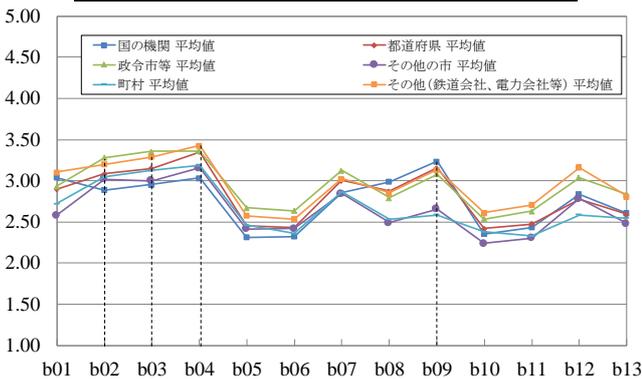


図-2 受発注者間の問題に与える影響度(発注機関別)

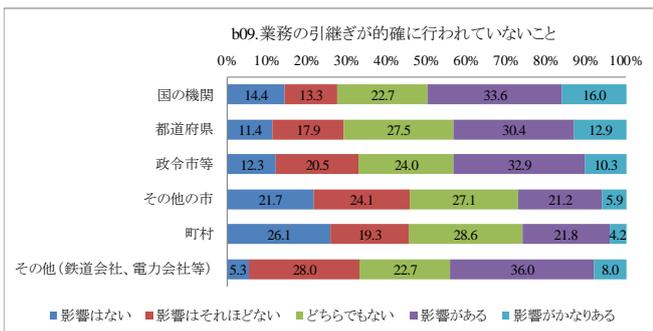


図-3 b09の回答内訳

がかなりあてはまるという結果が得られた。発注機関別の回答傾向を確認したところ、「工期の設定」と「着手前の関係機関協議未了」については、町村以外の発注機関は、50%以上の回答者が「あてはまる」「かなりあてはまる」と答えていた。規模の大きい工事を扱う発注機関に該当する問題であることが想定される。また、a02, a04, a06, a15, の問題は他の問題と比較して、どの機関でも生じている傾向も確認された。

「内容に見合う積算」については、都道府県や政令市を含む市、鉄道会社等で「あてはまる」以上の回答者が50%以上を占めていた。一方で国の機関では、「あてはまらない」という回答と「あてはまる」という回答がほぼ同割合であり、担当者によるという意見が自由記載で得られた。「条件明示が不十分」については、特に政令市等があてはまる率が4割を占め、鉄道会社等については5割を占めていた。他発注機関については3割を満たないほどであり、それほど問題は生じていないことが確認できた。

2) 問題が生じる要因に対する考察

次に、問題が生じる要因として考えられる13の項目に対し、各項目が問題に与える影響の割合を把握した。各項目による影響の割合の平均値を、発注機関別に算出した。問題が生じる要因として考えられる13の項目を表-2に、発注機関別で、各項目が問題に与える影響度の平均値の散布図(折れ線)を図-2に示す。

図-2より、全体的にみて、各要因が、問題に与える影響度はそれほど高くない傾向(すべての平均値が発注機関別でも3.5以下)であるものの、問題のもとになっていると考えられる要因としては、「職員の技術力の低さや知識不足、経験不足」(b02,b03,b04)の影響が大きいことがわかった。また、b09については発注機関別で、平均値に差異が生じていることが確認され、この回答内訳を図-3に示す。その原因は、国の機関、都道府県、政令市等、鉄道会社等の発注機関では、業務の引継ぎが的確に行われていないことが大きな影響を与えていると考えられていることがわかった。

4. まとめと今後の課題

本調査から、発注機関別に生じやすい問題の傾向と、受注者からみて、問題が生じる発注者側の要因が何であると考えているのか、その傾向を把握することができた。今回のアンケートに続いて地方公共団体等の発注者側に同様のアンケートを実施しており、2019年3月時点で回収中である。両者の結果を踏まえ、公共事業執行における受発注者間の問題を明確にし、その解決策を検討していく。